

中核的労働要求事項に関する方針声明

当社は すべての職場においてこの方針声明を遵守させることを宣言する。

1. 人 権

1-1 基本方針

当社は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、人権侵害に加担(助長)しない。

1-2 人権の尊重と差別の禁止

当社は意思決定や事業活動において、人権を尊重し、人種、国籍、性別、性的指向、年齢、家系、宗教、民族、移民、等により、また児童、高齢者、障がい者、先住民族、貧困者、HIV/エイズ感染者等を差別しない。

1-3 人権侵害の加担(助長)の禁止

当社の意思決定、事業活動、ならびに製品及びサービスが、消費者や地域社会の人々の人権侵害の加担(助長)に繋がることのないよう十分に配慮する。

1-4 先住民の生活および地域社会の尊重

先住民の権利、地域社会への影響を配慮し事業運営を行う。

2. 労 働

2-1 基本姿勢

当社は世界人権宣言、ILO中核的労働基準等の国際規範等で示される労働原則を認識し、これを普遍的な価値観として、職場の基本的原則に適用する。

2-2 雇用における差別の禁止及び従業員への平等な機会の提供

採用時、また昇進や研修受講などの機会において、人種、国籍、性別、性的指向、年齢、家系、宗教、民族、移民、障がいの有無等、本人の能力や適性などの合理的要素以外の要素で、差別をしない。

2-3 従業員の人権の尊重

虐待、体罰、ハラスメント等の行為を禁止する。

2-4 適正な賃金、公平な扱い

法定最低賃金を順守し、時間外労働等に関する適切な労働協約を締結し、割増賃金、支払方法等を公正に適用します。予め合意された労働時間、休暇・有給休暇等の公正な適用をする。

2-5 強制労働、児童労働の禁止

不当な労働を強制せず、法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させない。

2-6 地域の伝統、慣習の尊重

地域の伝統や慣習及び、従業員の宗教的な伝統や慣習を尊重し、一律の就労規則等によりそれを妨げることはないよう配慮する。

2-7 結社の自由および団体交渉権の尊重

結社の自由・団体交渉権を尊重する。

2-8 従業員の安全衛生、健康についての適切な管理

就業中の事故、有害な化学物質、騒音、悪臭などの発生リスクを把握し、適切な安全対策を講じます（法定点検、保護措置、危険表示化学物質取扱管理、危険作業対策、保護具の指定等への対応も含む）。従業員のメンタルヘルスにも配慮する。

3. 取組みの責任と是正措置

本声明に関する取組み責任者は代表取締役で、責任部門は取締役会である。

本声明に関する取組みの結果の確認、必要な是正措置は品質マニュアルに記載のマネジメントレビューで行う。

以上